

令和8年3月18日

国立市議会議長 遠藤 直弘 様

総務文教委員長 上村 和子
建設環境委員長 藤田 貴裕
福祉保険委員長 望月 健一
予算特別委員長 関口 博
(公 印 省 略)

委員会審査報告書

令和8年国立市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件の審査の結果を、下記のとおり会議規則第70条の規定により報告します。

なお、予算特別委員会に付託された第21号議案に対し、別紙1のとおり附帯決議を付すべきものと決定したことを申し添えます。

記

件名	付託委員会	月日	結果
第3号議案 市道路線の廃止について	建設環境委員会	3月16日	原案可決
第4号議案 市道路線の認定について	建設環境委員会	3月16日	原案可決
第5号議案 旧本田家住宅等復原工事請負変更契約の締結について	総務文教委員会	3月13日	原案可決
第6号議案 国立市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決
第7号議案 国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	総務文教委員会	3月13日	原案可決
第8号議案 国立市行政手続条例の一部を改正する条例案	総務文教委員会	3月13日	原案可決
第9号議案 国立市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決
第10号議案 国立市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決
第11号議案 国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決
第12号議案 国立市介護保険条例の一部を改正する条例案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決
第13号議案 国立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決

件名	付託委員会	月日	結果
第14号議案 国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案	建設環境委員会	3月16日	原案可決
第16号議案 令和7年度国立市一般会計補正予算(第10号)案	総務文教委員会 建設環境委員会 福祉保険委員会	3月13日 3月16日 3月17日	原案可決 原案可決 原案可決
第17号議案 令和7年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決
第18号議案 令和7年度国立市介護保険特別会計補正予算(第3号)案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決
第19号議案 令和7年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決
第20号議案 令和7年度国立市下水道事業会計補正予算(第2号)案	建設環境委員会	3月16日	原案可決
第21号議案 令和8年度国立市一般会計予算案	予算特別委員会	3月10日	原案可決
第22号議案 令和8年度国立市国民健康保険特別会計予算案	予算特別委員会	3月11日	原案可決
第23号議案 令和8年度国立市介護保険特別会計予算案	予算特別委員会	3月11日	原案可決
第24号議案 令和8年度国立市後期高齢者医療特別会計予算案	予算特別委員会	3月11日	原案可決
第25号議案 令和8年度国立市下水道事業会計予算案	予算特別委員会	3月11日	原案可決
第26号議案 国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	総務文教委員会	3月13日	原案可決
第27号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	総務文教委員会	3月13日	原案可決
第28号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	総務文教委員会	3月13日	原案可決
第29号議案 国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	福祉保険委員会	3月17日	原案可決
陳情第1号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情	総務文教委員会	3月13日	不採択
陳情第2号 国是である非核三原則の堅持を求める事に関する意見書の提出を国に求める事に関する陳情	総務文教委員会	3月13日	不採択
陳情第3号 オンブズマンせい度の合意形成をてってほしいに関する陳情	総務文教委員会	3月13日	不採択

令和8年3月10日

予算特別委員会

委員長 関口 博 様

提出者 青 木 健

〃 青 木 淳 子

〃 藤 江 竜 三

〃 中 川 貴 大

令和8年度国立市一般会計予算案に対する附帯決議（案）

PFAS 水質調査事業については、東京都においても多摩地域を対象とした同様の調査が実施されており、市が独自に調査を継続することの必要性について、改めて検討することが求められる。こうした観点から、令和8年度をもって本事業を終了することを求める。

矢川上地区の土地区画整理事業については、昭和36年の網かけ以来、長年にわたり地権者の土地利用が制限されてきた。令和7年度中の都市計画廃止に向けた手続きが進められてきたところであるが、地権者の財産権の制約を早期に解消する観点から、法定手続きを進め、速やかに地区計画の決定と本事業を廃止することを求める。

都市計画マスタープランの改訂に際し、市民・地権者に対する新たな権利制限を設けることは、財産権の侵害につながるおそれがある。改訂の内容が市民生活に与える影響を十分に考慮し、新たな制限を課すことに関しては慎重でなければならない。

市内全域における通信インフラの整備については、デジタル化が急速に進展する中、市民生活及び地域経済の基盤として不可欠なものとなっている。しかし、市内には依然として整備が十分でない地域が存在することから、市民生活に影響を及ぼしている。通信事業者及び関係機関と積極的に連携し、迅速な整備促進に取り組むことを求める。

よって、以下の項目を附帯決議項目として強く求めるものである。

記

- (1) 市独自の PFAS 水質調査事業は令和8年度をもって終了すること。
- (2) 矢川上地区の地区計画の決定と土地区画整理事業を廃止すること。
- (3) 都市計画マスタープランの改訂に際し、市民・地権者に対する新たな財産権の侵害につながるような制限については慎重なものとする。
- (4) 市内全域における通信インフラの迅速な整備に向け、通信事業者及び関係機関と積極的に連携・協議し、整備促進に取り組むこと。